

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会事務局教育政策課	
契約締結年月日	令和7年8月26日	
業 務 名	市制55周年記念フレンドシップ事業委託業務	
業 務 の 概 要	市制55周年記念事業として、平成11年度から中学生海外研修事業で交流を続けてきたオーストラリアビクトリア州ウィットルシーセカンダリーカレッジの生徒と先生を本市に招待し、国際交流をするに当たり、交通手段、歓送迎、体験行事等の企画及び手配を行う。	
契約金額（税込）	3,000,000円	
契約の相手方	株式会社トヨタツーリストインターナショナル	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	本業務の実施に当たっては、各事業内容等に係る提案力やノウハウを有することが必要である。その性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育政策課です。